

○財務省告示第十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年十二月九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年一月十一日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第一百十六回、第一百二十五回及び第一百二十六回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第五回、第七回、第八回、第十三回、第十四回、第十五回、第十七回、第十八回、第二十回、第二十一回、第二十三回、第二十五回及び第三十二回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	の条項及びその適	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定
四	発行方法	の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。





十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十三年十二月九日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第二十六回)	二・二%	平成三十三年四月二十二日	二十五億円
利付国庫債券(第二十五回)	二・二%	平成三十三年四月二十三日	十九億円
利付国庫債券(第二十六回)	二・〇%	平成三十三年四月二十三日	九十億円
利付国庫債券(第四十回)	二・九%	平成四十一年四月二十二日	百十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・二%	平成三十五年四月二十三日	五十七億円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成三十五年四月二十四日	二百三十五億円
利付国庫債券(第七十回)	二・三%	平成五十五年四月二十四日	二百三十五億円
利付国庫債券(第八十回)	一・八%	平成六十二年四月二十四日	五十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・〇%	平成七十一年四月二十五日	二百三十九億円
利付国庫債券(第四十回)	二・四%	平成七十五年四月二十六日	五百二億円
利付国庫債券(第三十五回)	二・五%	平成八十六年四月二十六日	六百四十二億円

（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）
二・三%	二・三%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・四%
日年平三成五月二十二	十年平日十成二月二十八	日年平六成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平九成四月二十七	日年平三成四月二十七	十年平日十成二月二十六
二百一億円	三十二億円	百億円	百十二億円	三十億円	百六十億円	億三百九十一